

# 国立大学法人東京医科歯科大学

## 医療情報の提供に関する規則

〔令和2年10月30日  
規則 122号〕

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）が所有する医療、健診及び健康に関する情報（以下「医療情報等」という。）について、学内および学外機関へ提供する場合の必要な事項について定める。

### (定義)

第2条 この規則における医療情報等とは、次に掲げるものとする。

- 1) 診療や臨床研究の過程で取得、記録された情報で、加工や統計処理などを行っていないもの。例えば、電子カルテ内の記録、部門システム（検査、薬剤、放射線など）内に記録されているデータ。なお、本学が本学以外の者との連携等に基づき取得等された情報は、この限りではない。
- 2) 「医療ビッグデータによるトータル・ヘルスケア イノベーション創出の基盤構築プロジェクト」による広範同意を得た診療情報。

### (医療情報等の権利)

第3条 本学において取得した医療情報等に係る一切の権利は、原則として本学に帰属するものとする。

### (申請及び承認)

第4条 医療情報等の提供を受けようとする者（以下「利用希望者」という。）は、別紙に定める申請書を統合イノベーション機構事務部に提出し、学長が指名する理事（以下「担当理事」という。）に申請しなければならない。ただし、統合研究機構疾患バイオリソースセンター経由で臨床検体に付帯して提供される医療情報等は、本規則の対象から除くものとする。

- 2) 利用希望者は、前項の申請に当たって、提供を受けようとする医療情報等を用いる目的及び内容について、それぞれの研究計画が準拠すべき指針、法令に則り、必要に応じて倫理審査を受け、当該計画の実施について機関の長による承認を得なければならない。なお、アカデミア機関が第2条第1項第1号の医療情報等を無償で利用しようとするときは第1項の申請を要しないが、この場合にあっては提供先アカデミア機関内における学術研究目的以外の使用をしてはならない。
- 3) 担当理事は、第1項の申請を受けた場合、利用の可否について、別に定める医療情報利活用委員会（以下「委員会」という。）における審議を経て、これを承認するものとする。

### (契約等の締結)

第5条 前条第3項による承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、医療情報等を利用するにあたっては、当該研究計画に係る契約等を本学と締結しなければならない。

2 前項にかかわらず、利用者が本学教職員または学生である場合は、契約等の締結は要しない。

（医療情報等の提供）

第6条 本学が利用者へ医療情報等を提供するにあたっては、当該医療情報等に係る個人の事前同意を得たものであって、第三者には特定の個人を識別ができないまでに加工した個人情報としなければならない。

（医療情報等の提供に要する費用）

第7条 利用者は、研究費とは別に、本学の指定する方法により、医療情報等の提供に要する費用を納付するものとする。ただし、医療情報等の提供に要する費用は、担当理事がやむを得ないと認めた場合、減額し、又は免除することがある。

2 一旦納入された医療情報等の提供に要する費用は、理由の如何を問わず返還しない。ただし、本学の都合により前条第3項による承認を取り消し、又は医療情報等の提供を中止した場合は、担当理事の判断により、医療情報等の提供に要する費用の全部又は一部を返還することがある。

3 第1項に規定する費用は、当該提供にかかる施設維持や人件費等を勘案の上、委員会にて決定するものとする。

（医療情報等の提供に要する費用の使途）

第8条 医療情報等の提供に要する費用は、当該医療情報等の提供にあたり必要な人件費等（以下「必要経費」という。）に充てるものとし、その取扱については別に定める。

（承認の取消し等）

第9条 担当理事は、次の各号のいずれかに該当する場合、委員会での審議を経て第4条第3項による承認を取り消し、又は医療情報等の提供を中止することができる。

(1) 利用者が、医療情報等の提供に要する費用を本学が指定する期日までに納付しないとき。

(2) 利用者が、虚偽の申請を行ったとき。

(3) その他やむを得ない事由があると委員会が判断したとき。

2 前項の規定に基づき第4条第3項による承認を取り消し、又は医療情報等の提供を中止したことにより、利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わないものとする。

（事務）

第10条 医療情報等の提供に関する事務は、統合イノベーション機構事務部において処理するものとし、オープンイノベーションセンターはそれに協力する。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、医療情報等の提供に関し必要な事項は、本学と利用者間で締結する契約等で定める。

## 附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第121号）

この規則は、令和5年3月30日から施行し、令和5年3月1日から適用する。

附 則（令和6年5月24日規則第53号）

この規則は、令和6年5月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別紙様式（第4条関係）

東京医科歯科大学医療情報等提供申請書

20 年 月 日

東京医科歯科大理事 殿

国立大学法人東京医科歯科大学医療情報の提供に関する規則に基づき、以下のとおり申請します。

申請者

所属		氏名	
住所	〒		
電話		e-mail	

提供を受けた医療情報等の利用目的

（利用計画における医療情報等の位置づけや利用の必要性などについて具体的に記載してください。）

提供を希望する医療情報等の内容

（提供を希望するデータの種別、内容について具体的に記載してください。なお画像データを含む場合はその種類（CT、MRI、X線等）についても記載ください）

提供希望症例数

利用情報

情報のみ/画像のみ/両方

利用希望時期

年 月 ~ 年 月

提供を希望する医療情報等を共同研究で用いる場合、その内容を記載してください。

本学の研究責任者名	所属	氏名
研究期間		
研究課題名		

以上の申請を承認します。医療情報等を基にした論文、その他の研究成果の外部への発表に当たっては、その出所を明記して下さい。

なお、医療情報等の提供に要する費用は以下のとおりとなりますので、共同研究契約等の締結後、所要の手続きにより納付してください。

医療情報等の提供に要する費用 パッケージ 円（税込）

年 月 日

管理番号		作業者		供閲	
------	--	-----	--	----	--